

業務部速報



No. 63

発行 21. 10. 9

JR東労組 業務部

申10号

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れ
第3回団体交渉(27項～33項)を行う! ① 10月8日開催

【施策全般】

27.勤務指定・休日明示はこれまでと同様に確実に示すこと。

組合 勤務指定、休日明示は毎月25日までに確実に示すこと。	会社 これまで同様に確実に示していく。 確認!
全社員の勤務を乗務員区・駅のすべての箇所ですることよいか。	確実に最適な方法で示す。新JINJREが導入されれば個人で確認することができる。パートごとに示す必要などある。

勤務指定、休日明示は今まで通り確実に示すことを確認!

28.異動や担務変更及び兼務・連携にあたっては、生活設計や家庭状況、年齢等を十分に考慮し、本人希望に最大限近づけモチベーションが低下ないように運用すること。

組合 今施策においてもモチベーション向上が最大の目的と言われた。これまで以上にキャリアプランの実現に向けて希望を丁寧に把握するべきだ。	会社 指摘の点は、この間も考慮してきた。スタンスに変わりはない。 確認!
キャリアプランの実現に向けてコミュニケーションの回数を重ねるのが目的ではなく、内容的に本人の希望と一致させるべきだ。	お互いにやり取りして、キャリアプランを練り上げることが重要である。コミュニケーションはそこを念頭に置いていただく。互いに想うことを出して行いたい。

モチベーション向上のために希望を丁寧に把握し、希望の変化も把握することを改めて確認!

29.育児・介護勤務適用者の勤務箇所については、生活設計や家庭状況を考慮し、本人希望を尊重すること。

組合 子供の送り迎え等に影響が出ないように配慮すること。	会社 今回提案した施策の有無に関わらず、これまで通り必要な配慮を行う。
------------------------------	-------------------------------------

育児・介護と仕事を両立できる環境を確保していくことを確認!

30.適性検査については、モチベーションの向上とキャリアプランを描くために、本人希望に則り継続して定期検査の受検を認めること。

組合 本人希望に基づき、適性検査を引き続き保有する同等レベルで受検できるようにすること。	会社 現在担当している業務、今後担当する可能性のある業務に必要な適性検査を受検していくことになる。
--	---

一人ひとりの状況を見て個別に判断する。資格を維持する社員が一定数いることを確認!

31.施策の実施にあたっては、社員説明が不十分であり、管理者含む社員の理解が深まっていないにもかかわらず実施に向け進められている現状があるため、社員の疑問に対して丁寧に対応し、管理者に対する教育を十分に行ったうえで、改めて社員説明を行うこと。

組合 全システムに関わるため、タブレット配信で終わらず、理解を深めるためにも説明会を開催すべきだ。	会社 本社として一律に説明会の開催を決めるものではない。理解を高めることが重要である。
課題を残したまま発足させないことを踏まえ、安全・サービスレベル向上の目的等を説明すべきだ。	本質は社員の理解、やる気である。最も有効な手立てを行いたい。

施策を担うのは現場であり、腹落ちして納得感を持てるようにするべきだ!

②へ続く